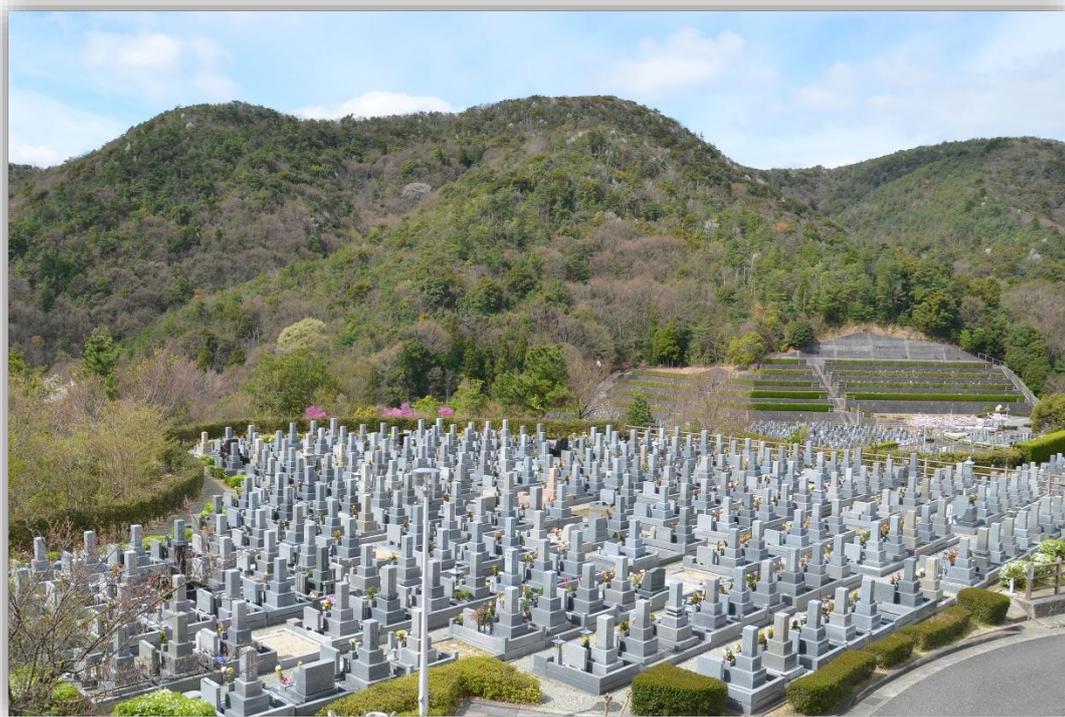


# 令和7年度 川西市公営霊園使用申込案内書



【令和7年8月1日現在】

## 川西市公営霊園管理事務所

〒666-0144 川西市柳谷字鷹尾山馬古場12番地の1

☎072-799-2030(9時～17時(休憩12時～12時45分))

\* 閉所日: 毎週水曜日

## 一般財団法人 川西市まちづくり公社(公営霊園サテライトオフィス)

〒666-0014 川西市小戸1丁目5番2号 KSKビル2F

☎072-740-1219(平日9時～17時(休憩12時～12時45分))

\* 閉所日: 毎週水・土・日曜日、祝休日

～ 目 次 ～

1 公営霊園の使用をお申し込みされる方へ……………	2
2 募集要領……………	3
3 使用にあたっての留意事項……………	4
4 使用許可後の手続き……………	6
5 公営霊園アクセスMap……………	8
6 公営霊園案内図……………	9

# 1 公営霊園の使用をお申し込みされる方へ

公営霊園の使用にあたっては、申込資格や様々な手続きがあります。

また、使用者となられてからも、当霊園のルールを守っていただくこととなります。

この案内書に記載している内容をよくお読みいただき、使用条件等を承知したうえで、申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 申し込み後の名義変更及び使用墓所の変更はできません。
2. 使用权は、第三者に譲渡することはできません。また、対象が親族であっても譲渡はできません。
3. 使用者の変更は、原則として使用者が死亡したときのみです。
4. 建立された墓石には、使用者名を必ず刻印してください。

(注意事項)

- 他の申込者のご迷惑となりますので、申し込み後の辞退はできません。
- 募集墓所には、黒色（先端赤色）杭を打っていますので、現地確認される時は、この杭のある墓所を目印にしてください。

## 2 募集要領

### 【申請資格】（遺骨の有無は問いません。）

申し込みをされる方は、次の条件すべてに該当することが必要です。

- ① 祭祀を主宰する方で、申請時において3ヵ月以上川西市に住民登録されている方又は、川西市内の事業所に6ヵ月以上勤務している方。
- ② 永代使用料、管理料を納付期限までに一括納付できる方。
- ③ 使用許可日から3年以内に巻石等を設置できる方。

公営霊園使用許可申請書に希望する墓所を記入し、提出書類一式を添えて、川西市公営霊園管理事務所（川西市柳谷字鷹尾山馬古場12番地の1）又は川西市まちづくり公社（川西市小戸1丁目5番2号（KSKビル2F））へ持参又は郵送してください。なお、公社へ持参される場合は予約が必要です。必ず事前に電話で連絡してください。書類不備の場合は受付できません。

### ＜提出書類＞

- ・ 使用許可申請書
- ・ 誓約書
- ・ 申請者の住民票（本籍が記載されているもの）、市外在住の方は川西市内の事業所に6ヵ月以上勤務していることがわかる勤務先からの在勤証明書

### ＜申請書受付＞

令和7年8月1日（金）から随時受付

### ＜申請書提出後＞

申請書を確認後に公社から、「納入通知書（永代使用料・管理料）」をお渡ししますので、納入期日までに公社指定の金融機関へ一括振込してください。永代使用料等の振り込みが確認でき次第「川西市公営霊園使用許可証」を送付します。

公社指定の金融機関： 池田泉州銀行 川西支店 普通

振込口座番号・名義： 口座番号 2347540 ザイ) 加ニツマヅ クリコウヤ

※ 納入通知書での振込：池田泉州銀行本店・各支店からの振込は、手数料は不要です。

その他の金融機関をご利用される場合は、手数料はご自身で負担してください。

※ ATMやネットバンキング振込：お名前の前に必ず申請墓所番号をご記入ください。

（記入例） 000-000-000 コウヤ 加

### ＜募集墓所＞

最新の状況については、川西市公営霊園管理事務所（☎072-799-2030）又は川西市まちづくり公社（☎072-740-1219）へご確認いただくようお願いいたします。

### 3 使用にあたっての留意事項

～ 使用にあたっては、下記事項をお守りください ～

公営霊園では、使用者の皆様にご気持ちよくご使用いただくため、下記のとおり、使用に関する様々なルールを設けています。また、状況に応じ、霊園管理事務所の職員の指示に従ってください。

なお、天災等の不可抗力や事故等により墓石等に生じた損害及び来園中の事故や怪我、盗難等については、当霊園として一切の責任を負いませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 【公営霊園使用許可証】

使用を許可した方に「川西市公営霊園使用許可証」を発行します。この許可証は、墓石の建立や遺骨の埋蔵などの手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

#### 【使用の制限】

墓所は、焼骨の埋蔵以外の目的で使用することはできません。

なお、当霊園は、ペットなど動物のお骨の埋蔵はできません。

#### 【永代使用料】

- ① 墓所の使用権を取得するためのもので、当初の使用許可時のみのお支払いになります。  
当公営霊園の墓所は分譲ではありません。
- ② 永代使用料は、2㎡墓所で538,000円、3㎡墓所で807,000円です。

#### 【管理料】

- ① 霊園内の共有部分や園路等の清掃、その他補修など施設の維持管理に要するものです。  
(個々の墓所内の維持管理(供養花等の撤去)は、使用者ご自身でのご対応をお願いします。)
- ② 管理料は、使用許可日から1年間分で、年1回払いです。
- ③ 管理料は、1㎡あたり年間2,400円で、別途消費税が必要です。  
\*2㎡墓所：5,280円 3㎡墓所：7,920円 (消費税込み)
- ④ 管理料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申請用紙は、使用許可手続き時にお渡しします。
- ⑤ 管理料は、今後の物価変動等により改定されることがあります。

#### 【墓石等を設置する場合の制限】

- ① 1墓所には、1墓石しか設置できません。
- ② 墓石の設置方向は、霊園管理事務所又は公社の指示に従ってください。
- ③ 巻石及び墓石等の設備(設置、撤去等)工事を施工されるときは、公営霊園臨時使用許可を受けただうえで、霊園管理事務所職員の指示に従ってください。
- ④ 巻石、墓石等の設置工事を施工する際は、以下の基準に従ってください。
  - 巻石は、境界との距離を1cm以上とすること

- 盛り土を含む巻石の高さは、20cm以下とすること
- 巻石と玉垣が一体式となっているものは、その高さを50cm以下とすること
- 墓石等の全体の高さは、180cm以下とすること
- 墓所内の植栽は、常に高さ80cm以下とすること。また、近隣の墓所や園路等に支障が生じないように管理すること。また、大きくなる樹種は植えないこと。

### 【使用墓所内の管理】

- ① 使用墓所内の清掃（枯れ花も含む）、管理等は、使用者が行ってください。
- ② 低木の樹種（80cm以下）の植栽は可能ですが、近隣の墓所や園路等に支障が生じないように管理してください。
- ③ ご不要になった塔婆等は、ご自身でお持ち帰りください。

### 【使用許可の取り消し】

以下に該当した場合は、許可を取り消すことがあります。

- ① 許可を受けた目的以外に使用したとき
- ② 許可を受けた日から3年以内に巻石等の設備工事を施工しないとき
- ③ 3年間管理料を納めないとき
- ④ 使用権を第三者に譲渡または転貸したとき
- ⑤ 上記①～④のほか、法令または公社が定める規程に違反したとき

### 【墓所を返還するとき】

公営霊園臨時使用許可を受けたうえで、墓石等を撤去、埋め戻しし、使用許可を受けた時の状態に戻して返還してください。また、工事の際は、霊園管理事務所職員の指示に従ってください。

### 【施設等】

- ① 墓所清掃等で水が必要な場合は、墓所の各区内に水栓柱がありますのでご利用ください。
- ② 公営霊園内にバケツ・ひしゃく等が入った物置が8カ所あります。バケツ・ひしゃく等は自由にお使いいただけますが、使用後は必ず元の物置に戻してください。

### 《公営霊園管理事務所》



開所時間：9：00～17：00

閉所日：水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

管理事務所は閉所していますが、霊園は開園しています。

☎ 072-799-2030

## 4 使用許可後の手続き

使用許可後に必要な主な手続きは、下記のとおりです。

詳しくは、川西市公営霊園管理事務所（☎072-799-2030）または川西市まちづくり公社（☎072-740-1219）へご相談ください。申請用紙は、公社ホームページからもダウンロードできます。

### 【遺骨を埋蔵するとき】

「埋火葬許可証」を添付のうえ、「埋蔵届出書」を公営霊園管理事務所または川西市まちづくり公社へ提出してください。また、「川西市公営霊園使用許可証」に埋蔵歴の記載を行いますので、使用許可証も併せて提出してください。

### 《※ 他の墓地等から公営霊園に改葬するとき》

当霊園へ改葬する場合は、他の墓地等がある地方自治体で発行する「改葬許可証」を添付のうえ、「埋蔵届出書」を公営霊園管理事務所または川西市まちづくり公社へ提出してください。また、「川西市公営霊園使用許可証」に埋蔵歴の記載を行いますので、使用許可証も併せて提出してください。

### 【遺骨を他の墓地や納骨堂等に改葬等をするとき】

改葬の時は、川西市役所 1 階の市民課で「改葬許可証」の発行申請をしてください。

「埋蔵証明書」や「分骨証明書」については、公営霊園管理事務所または川西市まちづくり公社に発行申請をしてください。各証明書の発行手数料として各 1 通につき手数料 1,000 円（消費税込み）が必要です。

また、「川西市公営霊園使用許可証」に履歴の記載を行いますので、許可証を併せて提出してください。

### 【住所及び本籍、氏名を変更するとき】

使用者の住所、本籍、氏名の変更があった場合は、住民票など住所又は本籍、氏名の変更がわかる書類を添付のうえ、「公営霊園使用許可証記載事項変更申請書」を公営霊園管理事務所または川西市まちづくり公社へ提出してください。

### 【使用权を承継するとき】

使用者の死亡等により、使用权を承継するときは、「公営霊園墓所使用权承継申請書（実印（印鑑登録されている印鑑）を押印してください）」とともに以下の書類を公営霊園管理事務所または川西市まちづくり公社へ提出してください。（※使用者の承継が認められるのは、原則、使用者が死亡した場合のみです。）

- (1) 前使用者の死亡が確認できる書類（死亡届・診断書の写し等）
- (2) 承継者の本籍記載の住民票（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）（コピー可）
- (3) 承継者の印鑑登録証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）（コピー可）
- (4) 承継関係説明図
- (5) 改製原戸籍（死亡者の婚姻から死亡までの戸籍の状況が確認できるもの）（コピー可）
- (6) 承継者以外で、継承資格を有する方全員の同意書
- (7) 承継に係る申立書
- (8) 前使用者の川西市公営霊園使用許可証（紛失された際には紛失届を提出してください）

承継手続きには、手数料 1,000 円（消費税込み）が必要です。

### 【許可証の再発行が必要なとき】

紛失等で許可証の再発行が必要な場合は、「公営霊園使用許可証再交付申請書」を公営霊園管理事務所または川西市まちづくり公社へ提出してください。再発行には、手数料 1,000 円（消費税込み）が必要です。

### 【管理料の納付を口座振替にしたいとき】

公営霊園管理事務所および川西市まちづくり公社に備え付けの「預金口座振替依頼書自動払込利用申込書」に必要事項を記載のうえ、公営霊園管理事務所または川西市まちづくり公社へ提出してください。

### 【巻石等の設備工事を行うとき】

「公営霊園臨時使用許可申請書兼墓碑等設備工事届出書」を公営霊園管理事務所へ提出し、臨時使用許可を得てから工事を実施してください。また、申請の際には臨時使用料 3,000 円（消費税込み）が必要です。

### 【墓所を返還するとき】

墓所が不要となったときは、「川西市公営霊園使用許可証」「印鑑登録証明書」を添付のうえ、「公営霊園使用墓所返還届出書・公営霊園使用料還付申請書（実印（印鑑登録されている印鑑）を押印してください）」を公営霊園管理事務所または川西市まちづくり公社へ提出してください。

・・・ ご注意ください ・・・

川西市公営霊園は、一般財団法人川西市まちづくり公社が管理運営をしており、指定の石材業者等はございません。

また、霊園内で石材業者等が墓石の販売を目的とした営業行為を行うことを禁止しています。ただし、石材業者には、霊園管理事務所のロビーにのみ、業者パンフレットの設置を認めています。

過去に、墓石の建立仮契約などのトラブルが生じた場合もありましたので、石材業者等による営業行為や現地案内の申し出があるときはご注意ください。

## 5 公営霊園アクセスMap



### 公営霊園へのアクセス

#### ●お車では・・・

- 川西能勢口駅から約 15 分。川西篠山バイパスを北上。多田浄水場前信号を左折して約 2 km。
- 新名神高速道路川西 IC から約 10 分。川西篠山バイパスを南下。多田浄水場前信号を右折して約 2 km。
- 阪神高速道路小花出口から 176 号線を西へ。小花 1 丁目信号を右折。川西能勢口駅から約 15 分。川西篠山バイパスを北上。多田浄水場前信号を左折して約 2 km。

#### ●バスご利用の場合は・・・

- 川西能勢口駅「川西バスターミナル」からけやき坂方面行バスに乗り「けやき坂四丁目バス停」で降車（約 20 分）。バス停から徒歩約 30 分。

